

令和4年4月26日

(公社) 東京グラフィックサービス工業会  
理 事 会 御 中

(公社) 東京グラフィックサービス工業会  
個人情報保護監査人 野田晃司 (印)

### 令和3年度 個人情報保護委員会 業務監査報告書

認定個人情報保護団体における組織規程第7条に基づき、令和4年4月26日に提出された令和3年度委員会業務及び苦情処理業務について、委員会より提出された業務報告、苦情処理及び事務局の安全管理面（チェックリストを利用）について、書面及びヒアリングにより監査を行った。

監査の結果は、事業計画に従った事業の遂行、漏えい事故案件は6社9件で、相談業務9件は適切に処理されたことを認める。苦情はなかった。

またプライバシーマーク付与事業については、当初目論見のと通りの成果（審査数、予決算金額）を確認した。委員会からの報告事項は以下の諸点であった。

よって、業務監査において不適合はないものと認める。

#### 記

一、 個人情報保護の活動については、令和2年、3年に法改正がなされ、その周知を図った。

毎年開催している認定個人情報保護団体セミナーを3月10日開催したが、これは令和2年、3年に法改正が令和4年4月から施行されることへの周知とプライバシーマーク審査の基準（プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針）の内容紹介を斎藤専務理事とJipdec・戸田洋平氏によってなされた。リアル参加者は25名に限定し、その後4月に入ってからJaGraBBにて、録画した内容を放映し周知した。

苦情処理については、なかった。漏えい事故は6社9件あった。その内容は、①顧客の婚礼に関する情報を従業員が家族に漏らし、それが拡散した。1件、②メール誤送信6件、③年賀状の誤配1件、④資格認定カードの送付誤配1件。→各事案について個人情報保護委員会にて欠格レベル1～3と判定し、当該社へ注意喚起の文書を送付した。

他に、相談事案（9件＝（改正法への対応、プライバシーマークの審査基準変更、リモートワークにおける安全管理策、他）。それらには事務局が対応し、機関誌での情報提供も行った。

一、 会員への情報提供については、法改正と情報セキュリティに関する情報を記載した「印刷業界の個人情報保護ガイドブック」第7版を発行、全会員へ配布。機関誌・月刊「東京グラフィックス」誌上では個人情報保護の連載記事の掲載（計10回）、会員内外に周知した。

また、JaGraBBによるセミナー収録の放映等、実施された。

一、 プライバシーマークの付与事業者は、更新辞退者が5件あったが新規取得事業者5社があり、今期の申請数は新規5社、合併0社、更新61社（過去最大）であり、通算104社を数えていることは、当会が個人情報保護に積極的な団体であることを内外に証明することになり、評価される。

収支はほぼ目論見通りに推移し、1,700万円の収入に対し、支出は1,794万円であった（公1の支出比率は、70.8%）。いずれも適合している。

以 上